令和８年度

島田市雇用対策協定に基づく事業計画

島　田　市

静岡労働局

目　　次

第１　趣旨

第２　雇用施策の柱

１　若年者の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　女性の就労機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　障害者の雇用対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　高年齢者の雇用対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　生活困窮者等の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

６　外国人労働者の就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

７　市内企業の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第３　雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標

第１　趣旨

島田市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用・労働環境の改善に連携して強力に取り組むため、平成 29 年 11 月 28 日「島田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び島田公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが、密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「島田市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的に実施することにより、島田市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第２　雇用施策の柱

１　若年者の就労支援

近年、市では、大学進学等をきっかけとした若年者の転出超過がもっとも多く、高校生や大学生等に対する市内就職の促進が大変重要になっている。そこで、市は労働局と連携し、若年者に対する就職支援、市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等をすることにより、若年者に対する就職支援を実施する。

(1) 大学生等の就職支援

島田市へのＵＩＪターン就職を促進するため、進学等で首都圏および中京圏へ転出した学生を主な対象とし、地元企業の魅力を伝える。さらに、県内外から志太地域に進学している学生に対しても企業情報の提供や就職イベントへの参加を促すことにより、大学生等の就職支援を行う。

《市が実施する業務》

○静岡県、静岡市及び近隣市と連携して、県外にいる地元出身学生及び県外出身学生を対象としたＵＩＪターン就職を支援する。

○国、県と連携して、県内企業への就職及び市内へ移住する東京圏の大学生を対象に就職活動に係る移動費及び移転費の一部を補助し、ＵＩＪターン就職を促進させる。

○静岡県と連携して、従業員の奨学金返還を負担している企業へ補助金を交付し就労環境の整備を支援し、大学生の地元企業への就職を促す。

《労働局が実施する業務》

○卒業予定の大学生等、卒業後概ね３年以内の方等を対象とする就職面接会を

開催する。
○ハローワーク及び新卒応援ハローワークでは、求人情報の提供、職業相談、エントリーシート・履歴書の作成相談や面接指導等を行う。

(2) 市内高校生の就職支援

市内の高校生に地元企業の魅力や地元で働くことのよさを伝えることで、地元への定着を促す。また、進学し市外へ行く高校生に対しても、その後就職する際に島田市で就職する動機付けとなる取組を進める。

《市が実施する業務》

○近隣市及びハローワークと連携して合同企業説明会などを開催し、市内企業が魅力を発信できる場を提供するとともに、就労状況や企業動向などの情報交換を通して、ハローワーク、市、企業の連携を構築していく。
○近隣市及びハローワークと連携して市内高校を訪問し、企業説明や職業体験等を実施することで市内の魅力的な企業や地元で働くことのよさを伝える。

《労働局が実施する業務》

○市内企業を訪問し、就労状況や企業動向などの情報交換を通して、ハローワーク、市、企業の連携を構築していく。
○市と連携して市内高校を訪問し、就職講座等を実施する。
○市と連携して、就職に関する企業と高校のネットワークづくりを目的として、各高等学校等の進路指導担当者と企業の人事担当者が集う情報交換会を開催する。

(3) ひきこもりの若者の就職支援

全国的にひきこもりと言われる人は、2022 年の内閣府の調査によると、146 万人いると推計されており、島田市においても多くのひきこもりの方が潜在していると推測される。また、ひきこもりの高年齢化も問題視されており、今後の市の経済発展に影響を及ぼすことも考えられるため、市と労働局が連携し、企業とのマッチングの機会を創出し、就労支援を行う。

《市が実施する業務》

○市が主催する若者就労支援に関するセミナーや企業見学をハローワークや静岡地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）と協力して実施し、ひきこもり等の就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

○ひきこもりやニートの若者に対し、サポステとの連携強化の下、臨床心理士等による心理カウンセリングや職業的自立に向けた個別相談等を実施した上で、ハローワークでの職業相談・紹介に繋ぎ、職業訓練のあっせん等を含めた就労支援を行う。

２　女性の就労機会の創出

我が国の女性の労働力率は、30 歳代前半で一旦低下しており、結婚・出産・子育てのために、やむを得ず離職する状況が見受けられる。また、出産等により一度離職すると、希望に沿った条件での再就職が困難なケースが見られるほか、ひとり親家庭おいては、求職活動に時間をかけることができず、就労に向けて十分な準備ができないまま就労を開始せざるを得ない場合もある。

このような状況を背景に、女性の雇用形態は、パートや派遣労働等非正規雇用が半数を超えている状況にある。

このため、継続的な職業キャリア形成、子育て中の女性のニーズに応じた職業相談や求人確保等のきめ細やかな支援とともに、女性が働きやすい就業環境の整備や女性一人ひとりの能力開発に取り組むことが必要である。市と労働局が一体的に事業を実施することで、より充実したサービスを実現する。

(1) 働くことを希望する女性（子育て女性含む）に対する職業相談、地域の保育関連サービスの情報提供

《市が実施する業務》

○労働局と連携して行う一体的実施事業において、セミナー等を通じて保育サービスや税に関する情報などの提供を行い、子育て女性の就業支援を実施する。

○ハローワークと連携し、子育てや働くことに対する不安の解消を目的としたセミナーや再就職を支援するセミナー等を開催する。

《労働局が実施する業務》

○市役所内の子育て関係の相談窓口に併設した職業紹介の窓口において、子育て女性等の就業支援を市と一体的に実施する。（一体的実施事業）

○市と連携し、仕事と子育ての両立に理解がある企業の合同就職相談会を開催する。

○公的職業訓練等の情報提供を図り、常用雇用につなげる支援を行う。

(2) 子育て関連の各種手続きのワンストップ化

《市が実施する業務》

○市役所内において、職業紹介と子育て支援を一体的に対応できる窓口の運用を継続し、市役所に来た方が相談しやすい環境となるよう設備面・運用面について引き続き労働局と協議を行う。

《労働局が実施する業務》

○市と連携し、仕事と子育ての両立支援等に取組む企業の情報や保育所・子

育て支援サービス等に関する情報提供を行う。

(3) ワークライフバランスの推進

《市が実施する業務》

○女性が働きやすい職場環境整備のために、地域ごとの保育需要に応じた保育施設の整備や保育人材育成の支援など、受け入れ体制の充実を図る。

《労働局が実施する業務》

○仕事と家庭の両立支援等に取り組む事業主を支援するため、両立支援等助成金の周知・活用の勧奨をする。

３　障害者の雇用対策の推進

令和７年度のハローワーク島田（本所）における障害者の就職件数は、1月末現在で 84 件と前年同期に比べ 6 件、7.7%増加となっている。内訳として、精神障害者の就職件数が 37 件と比重が高くなっている。

また、ハローワーク島田管内の民間企業における令和 7 年６月１日現在の障害者実雇用率は 2.44%と県平均の 2.44%と同率で、法定雇用率の 2.5%を下回っている。雇用率達成企業割合は 59.9%と県平均の 52.1%を上回り、企業の障害者雇用に対する理解とコンプライアンスや企業の社会的責任の意識が高まっていることがうかがえるが、令和８年７月１日には民間企業の法定雇用率は 2.7%に引き上げになることから、なお一層の障害者雇用の促進を図ることが必要である。

《市が実施する業務》

○ハローワーク及び島田市地域自立支援協議会と連携し、市内企業と障害者支援者との情報交換の場を設け、マッチング機会を創出する。

○ハローワークと連携し、障害者の就労体験の機会を創出する。

○市内障害福祉事業所や各種障害者支援機関、特別支援学校等の連携を強化し、障害者の就労を効果的に支援する体制を整備する。

《労働局が実施する業務》

○企業向けに障害者雇用に関する助成金制度等のセミナーを開催する。

○市と連携し、障害者就職面接会等を開催する。

○市及び障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等と連携し「企業向けチーム支援」を実践・周知する。

４　高年齢者の雇用対策の推進

少子・高齢化が急速に進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、働く意

欲と能力を有する高年齢者が活躍できる社会の実現が必要になってきている。令和３年４月からは改正高年齢者雇用安定法が施行され、65 歳までの雇用確保措置（義務）に加え、70 歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことから、高年齢者雇用確保措置の着実な実施に向けた指導等に取り組むとともに、65 歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには多様な就業機会の確保など、高年齢者に対する就職促進の取組を市と労働局が連携して実施する。また、元気で活動的な高年齢者が社会を支える存在として、その能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らしていけるよう、これまでの人生で培った知識・経験・技能を生かした就業の機会を提供することを目指す。

《市が実施する業務》

○改正高年齢者雇用安定法に基づき、高年齢者の「働くこと」を通しての社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいづくりを目的として活動する公益社団法人島田市シルバー人材センターの活動を支援する。

○起業等に関するセミナーを産業支援センター「おびサポ」で開催する。

○ハローワークと連携し、退職したがまだ働きたいと考えている高年齢者と企業の出会う場を創出するセミナーや相談会を開催する。

《労働局が実施する業務》

○改正高年齢者雇用安定法の周知・啓発を行い、各種団体等と連携し、希望者全員が 65 歳まで働くことができる制度、さらには 70 歳まで働き続けることができる制度の導入促進など、高年齢者雇用確保措置の実施及び就業機会の確保に取り組む。

○65 歳を超えた高年齢者を含めた高年齢者の再就職支援の充実のため、生涯現役支援窓口及び市役所内に設置した職業紹介窓口を活用したきめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金制度の活用法についてのセミナーや定期的な就職相談会の開催を実施する。

５　生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中で、悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、生活困窮により生活保護を受給開始する者や、就労、増収を目指す受給者があることから、市と労働局、ハローワークが連携を図り、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等により、支援対象者の雇用対策に迅速かつ効果的に取り組むことにより、一人でも多くの者が就労し、自立した社会生活を送ることができるよう支援する。

《市が実施する業務》

○生活困窮者自立相談支援事業を実施し、ハローワークと連携して就労支援を

行うとともに、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題への支援を行う。

○住居確保給付金の支給により、離職者等が就職活動で必要な住居の確保を行う。

○就労準備支援センターを開設し、直ちに就労が困難な方への自立支援の訓練、就労体験を行う。

○生活保護受給者に対する就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

○市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」により意欲・能力が向上した支援対象者及び「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の対象者等に対し、ハローワークは、就労に向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練のあっせん等の支援を行う。

６　外国人労働者の就労支援

地域における外国人労働者の安定した就労を促進するため、外国人が暮らしやすく働きやすい環境を整備していくことが非常に重要となる。市が実施する生活支援と労働局が実施する就労支援を一体的に実施することにより、外国人が安心して暮らせる受け入れ環境を整備する。

《市が実施する業務》

○外国人の行政手続き等に対応できるよう、国際交流協会が行う翻訳・通訳サービスを提供したり、やさしい日本語を使用するなど、環境を整備する。

○外国人が生活等に必要な日本語を学ぶことができるよう、国際交流協会と連携し日本語教室の開催を支援する。

○異文化に対する相互理解を深めるため、外国人と地域に住む日本人との交流の場を創出する。

○労働局が開催する説明会や「外国人就労・定着支援研修」等の周知を行う。

○外国人労働者が安心して暮らせるよう、静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」や出入国在留管理庁が運営するウェブサイト「外国人生活支援ポータルページ」の案内等を行うなど、地域社会の一員として外国人と日本人がともに生きていけるような環境の整備を検討する。

○外国人住民の割合が高い行政サービスセンターに、外国住民の相談窓口を設置し、市役所での手続きなど、わからないことを相談できる体制を整備する。

《労働局が実施する業務》

○外国人労働者の雇用管理の改善のため、事業所訪問、セミナー、窓口相談等を通じて、指導を実施する。

○外国人の雇用に理解のある求人を開拓し、求められる日本語能力や就業環

境について把握を行う。

○定住外国人等を対象とした「外国人就労・定着支援研修」の受講を勧奨し、安定的な就労及び職場定着の促進を図る。

○日本語能力が十分でない外国人求職者に対しては、通訳、ハローワーク多言語コンタクトセンター(13 か国語に対応)、多言語音声翻訳機(ポケトーク)などを利用し、個々の状況に応じたきめ細かな職業相談を実施する。また、外国人の特性に応じた求人開拓を行い、早期再就職に向けた支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

７　市内企業の人材確保

ハローワーク島田管内における有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い令和２年度には 0.71 倍まで落ち込んでいたが、その後緩やかに持ち直し、令和３年度には１倍台を回復した。 その後、経済活動が活発化する中で、原材料やエネルギー価格の高騰、賃金上昇などによる収益の圧迫のほか様々な要因から、人手不足感はあるものの直接求人提出に繋がらない状況がみられ、また、賃上げ気運の高まりを背景とした転職希望者や、物価高の影響で生活費の補填を目的に求職活動を行う高齢者等が増加したことなどにより、令和５年３月以降は再び１倍を下回る水準で推移している。

また、島田・榛原地域は令和７年 10 月１日付で雇用機会が不足する地域として「同意雇用開発促進地域」に指定され、雇用機会の更なる確保に向けた取り組みを実施する必要がある。

地域経済の発展のためには、産業の成長と地域の雇用が確保されることが必要であることから、市と労働局は連携して、地域産業の振興を図るとともに、地域の労働需要と供給のマッチング促進等、企業支援を推進する。

《市が実施する業務》

○産業支援センター「おびサポ」のメールマガジンで、企業向けのセミナーや助成制度などの情報を発信する。

○産業支援センター「おびサポ」において、企業の経営相談、起業支援を実施する。

○令和８年度から開所する「おびサポプラス」において、企業とスタートアップ等とのマッチング機会を創出する。

○「しまだ産業応援ナビ」に替わり、新たに特設サイトを開設し、、集約した企業情報を魅力的に発信していく。

○働き方改革への取組として、テレワークの導入や ICT（情報通信技術）を活用した事業を推進する。

○市と労働局が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

《労働局が実施する業務》

〇市内企業の求人情報、雇用に関する情報等を求職者に提供する。
〇求職者に対し人材不足分野を中心としたセミナー、相談会を開催する。
〇求人者に対する求人充足と職場定着のための雇用管理改善援助を強化する。
〇市と連携して企業向けの雇用に関するセミナーを開催する。
〇地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を周知するとともに、当該助成金に係る計画書受理事業所に対し、重点的な充足支援を展開する。
〇労働局と市が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

第３　雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標

１　若年者の就労支援

・事業に関わった大学生等の市内への就職者数　31 人
・高校生の就職率　99.5％
・ひきこもり支援による就職者数　10 人

２　女性の就労機会の創出

・事業参加者総数（合同説明会、セミナー等）　164 人
・一体的実施事業における就職者数　138 人

３　障害者の雇用対策の推進

・障害者の就労件数　164 件（うち福祉的就労　80 件）
（福祉的就労件数含）

４　高年齢者の雇用対策の推進

・高年齢者の就職件数（60 歳以上の就職件数）　486 件

５　生活困窮者等の就労支援

・就職者数　29 人

６　外国人の就労支援

・日本語教室開講数　102 回

７　市内企業の雇用確保

・雇用に関する情報発信　12 回

第３　雇用対策協定に基づく取組に関する実績（令和７年度）（３月末時点）

１　若年者の就労支援

・事業に関わった大学生等の市内への就職者数　40 人
・高校生の就職率　99.5％
・ひきこもり支援による就職者数　　3 人

２　女性の就労機会の創出

・事業参加者総数（合同説明会、セミナー等）　154 人
・一体的実施事業における就職者数　112 人

３　障害者の雇用対策の推進

・障害者の就労件数　就労件数 199 件（うち福祉的就労 108 件）
（福祉的就労件数含）

４　高年齢者の雇用対策の推進

・高年齢者の就職件数（60 歳以上）　518 件

５　生活困窮者等の就労支援

・就職者数　25 人

６　外国人の就労支援

・日本語教室開講数　102 回

７　市内企業の雇用確保

・雇用に関する情報発信　26 回